

# 大友氏領国における公領の成立と展開

—— 大友「國家」の確立と関連して ——

梅野敏明

## はじめに

室町第八代將軍足利義政の後継者をめぐる確執が原因となつた応仁・文明の大乱が終息すると、日本社会は次世代への生き残りをかけて戦乱や下克上が絶えないようになる。中央では明応二年（一四九三）、室町幕府の管領職を務めていた細川政元が大和の国人層と手を結び、クーデターを起こした。その結果、政元の政敵であった畠山政長を攻めて自害させ、將軍足利義材（義尹・義植）を廢立した。このことにより、京都における室町將軍の権力は弱体化し、地方にまでその統制が及ばなくなつていった。

そうした状況の中で、諸国では守護家の危機と動搖が進行していた。九州でも少弐・大友・島津の鎌倉時代からの守護家はそれぞれの家が分立しており、一つの勢力に統合することができないでいた。南北朝時代からの新参勢力である肥後國守護家の菊池氏においても、文亀元年（一五〇一）に隈部忠直が守護菊池能運に叛いた。

大友氏に目を向けると、対外的には豊後國への進出を目論む大内氏との戦争があり、そして豊後国内では国東田原氏に代表される有力国人の台頭に悩まされていた。このような状況下において、大友家は大友親繁の家系に家督継承を一本化し、その子の大友政親は大友氏が支配する領域を「國家」と称して、国内の反乱が起つた際には自力によって「國家」を静謐にする

意志を表明し、そのための軍勢催促を行つた。また、「加判衆」・「莊・郷政所」に代表される領国支配機構も整備した。こうして、大友氏では次世代に対応するための体制を構築して、大友氏権力を頂点とする「國家」としての新生と自立を目指す事となつた。

この時期において、大友氏領国の土地支配の上で出てくる言葉に、「公領」という文言がある。この「公領」文言は、從来の研究では大友氏の直轄領の広義的名称という意味で捉えてきた。しかし、「公領」文言が記載された文書を収集して年代ごとに分析した結果、「公領」に関しては「戦国大名の直轄領」という単純な意味ではなく、十分な検討の余地があることがわかつた。本論では、まず「公領」文言に関する史料を分析して大友氏領国における「公領」の成立とその形成過程を追う。そして、大友氏領国体制に対して「公領」が果たした役割とその存在意義を考察する。

### 一、大友氏領国における公領の形成

戦国時代の史料の中にしばしば「公領」という言葉を目にする事がある。例えば、現在の佐賀関町にあたる佐賀郷に関する文書の中に「海部郡佐賀郷閔公領地検帳」（佐賀郷史料六九号、『豊後國莊園公領史料集成』六）という史料がある。その文書の冒頭にある事書には「佐賀郷之内閔廿五貫分御公領地検帳坪付事」と書かれている。

#### 〔史料一〕

佐賀郷之内閔廿五貫分御公領地検帳坪付事

たけ之内

一所

こしうき分田数之事

壹段

清二郎

（中略）

廿五貫之本田數四町七段小此外ふかまち一町

見上十四町三段三十歩

同本畠壹町三段

見上五町六十歩

惣都合廿町三段九十五步歟

天文廿二年九月廿日

稗田奎助

房(花押)

長井主計亮

鑑

利光雅榮助

宗定(花押)

佐藤左衛門尉

親貞(花押)

種(花押)

関神主殿

この史料は佐賀郷の中にある閥という地域を「御公領」と称し、「地検」と言われる土地調査の対象となつてゐる。しかし、その一方で給人に与えた給地のことを「御公領」と記してゐる史料もある。

〔史料二〕<sup>(1)</sup>

山香郷立石之村之内、伍貫分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言

十二月九日

義鑑(花押)

長野又兵衛尉殿

〔史料三〕<sup>(2)</sup>

(包紙折紙ウハ書)

「長野又兵衛尉殿

民部少輔長景」

(端裏切封)

「(墨引)」

山香郷立石村御公領五拾貫分内、任  
享禄元年十二月廿七日

御判之旨、坪付以別紙封裏、所打○申、如件、  
民部少輔(花押)  
渡

長野又兵衛尉殿

〔史料四〕<sup>(3)</sup>

坪付

一所 田地貳段 武末河内

一所 畠地貳段 同所

一所 田地三段 六段田之内

以上

(花押)<sup>(白杵長景)</sup>

十二月廿七日

長野又兵衛尉殿

〔史料二〕から〔史料四〕までは当時の大名であった大友義鑑(義鑑)から山香郷の給人である長野又兵衛尉(長綱)に立石村

の土地五貫分を預けたものである。大友義鑑からの指令をうけた白杵長景は立石村の御公領五十貫の中から五貫分を打ち渡している。「史料四」は打ち渡しの責任者である白杵長景の裏封がすえられた給地の目録である。

このような「公領」文言は先行の研究の中では戦国大名の直轄領と位置付けられることが多い。大友氏領国制の研究史の中で、最初に「公領」について言及したのは外山幹夫氏である。<sup>(4)</sup> 外山氏は大名直轄領の広義的な名称を「公領」であるとし、さらに蔵入（倉納・直納・直務・料所）と給分とに分かれるとしている。前者の「蔵入」は純粋な個人所得、後者の「給分」は直轄家臣の給地であるとも外山氏は言及している。

これに対して、海老澤衷氏は室町時代初期の田染荘における史料を事例にして、「公領」は「守護領」と解釈されることもあるが、大友氏領国における地方支配の末端機関である政所にとっては「一時的な預かり」であったと述べている。<sup>(5)</sup>

この両者の見解の相違は室町時代初期から戦国時代における「公領」に対する意味付けの変化ととらえる事ができる。この問題を考えるために、私は大分県下に伝わっている史料の中から「公領」文言が記載されている史料を網羅的に収集し、時代ごとにおける「公領」文言の語義の変化を追った。この節では、この成果をもとに大友氏領国における「公領」の存在とその成立過程について述べたい。

## ① 室町期における公領

公領という言葉が荘園の対義語ではなくなったことを示す文書が南北朝時代から登場していく。その事例の一つとして大内氏領国下における豊前国下毛郡本自見名に関する文書を挙げたい。

〔史料五〕<sup>(6)</sup>

宇佐宮少宮司光世申候、今度御炊殿新御寄付地下毛郡本自見名燈油料所事、當名田畠依無糾明當知行有名無実云々、所詮爲闕所數年公領之時、任中村四郎左衛門重方所務帳、沙汰渡光世可被執進彼請取由候也、仍執達如件、

応永卅年四月四日

淡多野(安芸入道)

沙彌(か)

吉田主計允

杉伯耆守殿

弘中美濃入道殿

○紙縫目裏花押アリ

この史料は当時の豊前国守護であった大内盛見(入道徳雄)が宇佐少宮司であった永弘光世の訴えを受けて、杉・弘中の両氏に本自見名の打ち渡しを命じた文書である。この中で「闕所として数年公領の時に中村四郎左衛門重方の所務帳に任せて」とあり、応永末年頃には闕所地を公領として確保する方法が登場していた。そして、中村四郎左衛門重方は大内氏から「公領」を預け置かれた給人であると考えられる。それゆえに、「公領」は給地として処分されていたこともわかる。しかし、この給地は大名側の都合によりいつでも取り上げられるものであつた事は本自見名が宇佐宮下宮御炊殿の燈油料所として寄付されたことからわかる。このことは海老澤袁氏が指摘したように、闕所地を「公領」として確保しても荘園領主側の知行体制が整った時には返還しなくてはならない。ここに応永末期の大内氏権力の限界があつたのである。

さて大友氏領国制においては、地方支配の末端機関であつた荘・郷政所が収公した土地を「公領」といっていた。ここに挙げる史料は長禄年間頃(一四五七~一五九年)の田染荘政所役を務めていた久保親干が上司である大友家加判衆の石合・豊饒の両氏にあてた文書である。

〔史料六〕<sup>(7)</sup>

去月廿八日御奉書、十二月十三日□<sup>(到カ)</sup>來候、謹拝見候畢、

□田染荘之内、預御尋候所々事、□<sup>(私父久保時久)</sup>大夫入道、爲彼政所、成敗仕候時節、(藤原)重安直重断絶候之間、彼跡事、悉為御公

領致點定候、然者其坪付以下撰候之處、多分紛失候、少々相殘候坪付見之候分者、日燒田地五段、日野ゝ畠地事者、重安名之内にて候、八枝田一段事者、重安・末次兩名阿之内御成<sup>(マ)</sup>分明候、何様八枝貳段事ハ、爲御公領成敗仕候事、可得御意候、恐々謹言、

十二月廿一日

(田原力)  
親干在判

豊饒殿

石合殿

「史料六」は大友氏領国における荘・郷政所制度の問題を考察するうえで三重野誠氏・海老澤夷氏が取り上げているものである。私が問題にしている「公領」との関わりで研究史を整理すると、三重野氏は「史料一」から政所の職務機能として關所地の點定・坪付帳の掌握があることを導き出している。<sup>(9)</sup> 海老澤氏は前述したように「公領」は荘・郷政所にとつては「一時的な預かり地」であることを述べている。

先学の意見を参考にしながら史料を解釈すると、「史料一」は石合・豊饒の両氏から尋ねられた田染荘の土地についての久保親干の返答である。久保親干の父である時久が田染荘政所役を務めていた時に、重安直重は「不慮の喧嘩（喧嘩）」により大友家から所領を没収されてしまう。<sup>(10)</sup> この時に坪付などの土地関係書類と一緒に悉く収公している。この時は前宇佐大宮司の宮成公則により下宮御炊殿御菜米料所として寄進されることになったので、公領はまた宇佐宮社家に返される事になった。この時の公領が政所による一時的預かり地であったことは前述の本自見名の場合と同じであった。

しかし、歳月が流れで久保親干が田染荘政所役を務めていた時にこの重安直重の遺跡の問題が蒸し返される事になった。永弘氏の所領所職をめぐる永弘氏輔と田染栄忠の争いが起ったのが原因である。<sup>(11)</sup> 田染荘における利権を確保したい田染氏側の訴えを受けて久保親干は上司である豊饒直弘の指示により再び重安直重の遺跡を確認する事になったのである。少々残つてい坪付類を頼りに確認した結果、日焼田地五段・日野ゝ畠地・八枝田一段は田染荘の名である重安・末次の両名に所属してい

たが、八枝貳段のみは田染荘のいずれの名にも属していない事がわかつた。この八枝貳段を新たに「御公領」として確保することに対する大友氏家督の許可を求める事を石合・豊饒の両氏に上申したのである。

この事例からは政所が争論になつてゐる土地に関する情報を集めてから土地に関する権利関係を確認して、もしなんらかの権利関係のない土地ならば、その土地を闕所地と見なして収公されることがわかる。また、命令違反の場合にも所領を取り上げて「公領」化することもあつた。

〔史料七〕<sup>(12)</sup>

（端裏書）

「ノ  
廣津藤七郎親宗」

就筑後立人足之事被申候、得其意候、仍面々へ致扶持候在所より人足立ましきよし申候哉、近來曲事にて候、さ様候者より從此方為公領成敗候へく候、まつ今度之事者辻間法花寺夫丸を可遣候、めしつれ供候へく候、恐々謹言、

三月廿六日

（田原）親宗（花押）

この史料は国東田原氏の関係の物であるが、田原親宗が大友氏から筑後詰郡代として任命された時の文書である。田原親宗は筑後へ旅立つときの人足を所領に賦課したが、この時、もし人足を出さなかつたら負担者の所領を「公領」として没収するということを明記している。書状の中で親宗は「人足を出さない輩がいる事は大変どんでもない事だ。」と述べていることから、実際には命令に従わなかつた者や租税の負担を逃れようとする者が後を絶たなかつたものと思われる。そのため、罰則規定として命令違反者に対する所領没収が定められたのである。

こうして確保していく公領は家臣に給地として預けられていた事が次の史料からわかる。

〔史料八〕<sup>(13)</sup>

田染荘段錢當納分事

五貫六百文

七貫六百文

二貫三百文

二貫三百文

二貫三百文

(以下、略)

そねさき殿

うさ御神領

御公領丹生との

侯見殿

御公領しんひや

□

この史料は田染荘の領主が納めた段錢の注文である。その中に「御公領」とそれを預かっている丹生殿とほか一名の給人の名前が記されている。また、次の史料には給分を相続する際にも給地が「御公領」であることが明記されている。

〔史料九〕<sup>(14)</sup>

(端裏捻封ウハ書)

「

糸永丹波守

植田出雲守

成谷和泉守

昌輔

(墨引) 黒田總左衛門殿

黒田十郎跡十貫分事

給分として預被遣候、徳一丸せいしん之時者、別而御れうけんたるへく候、本給之事ハ、可為御公領候、為御意得令申候、恐々謹言、

五月廿四日

通次(花押)

昌輔(花押)

黒田総左衛門が黒田徳一丸の代わりに黒田十郎の跡地十貫分を武藏田原家の奉行衆から預けられた時の史料であるが、この文書のなかで「本給の事は御公領たるべく候。」と注記されており、黒田十郎の遺跡が宛がわれたのではなく、「御公領」を給地として預けられただけにすぎなかつたのである。

以上、室町時代における公領について考察してみた。その結果、公領は關所地を収公したものと称していた事や、公領を給地として預けて在地領主を給人化する役割を果たしていた事がわかつた。

## ② 戦国期における公領

大友親治が大友家当主になつた一五世紀末期から一六世紀初頭から、大友氏領国は戦国大名領国化への道を本格的に歩むことになるというのが大友氏研究者の間での共通的な見解である。公領に関しても訴訟の度に散在的に確保していた傾向から特定の一地域を公領として確保する傾向への転換が見られる。それが「はじめに」あげた「史料一」ならびに「史料二」である。「史料一」は関公領廿五貫分(現在の大分県北西部郡佐賀関町)、「史料二」は立石公領五拾貫分(速見郡山香町立石)である。そのほかにも石垣公領(別府市石垣地区)<sup>(15)</sup>、香々地莊夷山(香々地町)<sup>(16)</sup>、武藏郷德代名(武藏町)<sup>(17)</sup>、豊前国下毛保(中津市・下毛郡)<sup>(18)</sup>、豊前国敷田村(宇佐市敷田)<sup>(19)</sup>、肥後国飽田・託磨・河尻(熊本県熊本市周辺)<sup>(20)</sup>がある。

これらの特定の一地域に設定された公領はそれぞれ成立した経緯を事にする。まずは、大友氏の私的財産からの成立である。「史料一」の関公領の場合はもともと鎌倉時代から地頭職をもつっていた土地であることから大友家の個人的な私有地であったことがわかる。<sup>(21)</sup>それが一六世紀半ばから「御公領」と称されるようになつた。その契機は「地検」にあつたものと考へられる。この地検の後、関公領は大友氏の蔵に年貢をおさめる所務体制が確立したからである。<sup>(22)</sup>鹿毛敏夫氏の指摘によると、大友家の蔵に納められている物は大友氏領国の「御公物」として扱われていたことから、「御公物」を負担する蔵入地である関は

大友氏領国の「御公領」として扱われるようになつたと思われる。<sup>(23)</sup>

また、「史料二」の立石村の場合も南北朝時代からの大友家の私有財産から出発しているが、<sup>(24)</sup>「史料二」によると立石村の場合は五〇貫のなかから長野長綱に対して五貫を預けている。このことから、立石村は一円的に確保していたものの給人にたいする預け地として活用していた事がわかる。

次に、室町時代と同じく駿所地から「御公領」となつたケースである。

〔史料十〕<sup>(25)</sup>

（端裏書）

「吉弘遠江守鑑興

田原近江入道紹忍」

（付箋）

「吉弘遠江守鑑興

田原近江入道紹忍」

波多一跡之事、為御公領、被召置候之條、御檢使之儀、至岩屋與兵衛入道、被仰付被差（遣カ）候、別而、被添御心肝要之由、上意候、就中諸百姓之内、自然号人被官、一雅意之輩等、於有之者、堅被加制止專要之段、從兩人所、能々可申旨候、為御存知候、恐々謹言、

三月廿六日

鑑興（花押）

紹忍（花押）

この史料は波多氏の所領が「御公領」として収公された時のものである。波多氏の所領を収公するために大名の上意によつて岩屋與兵衛入道が検使として派遣されることになった。そのさい、検使に協力して百姓等が「人被官」を号し検使の命令を拒否する事を固く制止するよう国東田原氏の宗龜・親貫親子に依頼している。この史料からは廻所地の収公に検使が派遣されている事がわかる。室町時代には政所を通して公領を管理していたが、戦国時代になると大名が直接出す下知の下で公領を管理しようという積極的な姿勢が見られる。

また、戦争で敗北した領主の所領をそのまま「公領」として確保しようとする方針が見られるようになる。前述の豊前国下毛保・敷田村や肥後國飽田・詫磨・河尻など主に豊後国外の公領に見られる。史料の関係で豊後国外の公領の形成過程がわかつやすいのは肥後國河尻である。もともと、河尻は菊池氏の公領であった。その事を示すのが、次の史料である。

〔史料十一〕<sup>(26)</sup>

河尻御公領内、鵜森四丁之事、代々雖御公領候、被下候、面目之至候、

全領知可然候、弥忠節肝要候、恐々謹言、

三月七日

(内古闇)  
重戴判

(城太冬カ)  
城政判  
(限部)忠豊判

牛島美作守殿

城 領部

この史料は永正三・四年頃(一五〇六・七)頃の三月七日に菊池氏の家老衆から牛島美作守に宛てたものである。内容は河尻の鶴森四丁の土地を菊池氏家督から宛がわれたということである。この時、菊池氏家老衆は「代々御公領に候と雖も、下され候、面目の至りに候。」と河尻御公領の地を分け与えられた事は牛島美作守にとつて、とても名誉なことであると強調している。

さらに、この宛行状は菊池氏当主と家老衆との合意の上で家老衆が作成していることから、「御公領」を処分する時は菊池氏当主の自由な意志のみでは行なえず、菊池家中の公的な財産として家老衆との合議の上で決定されたことがわかる。この点は大友氏領国においても同様であり、菊池氏と大友氏との間では当主の権力の差はあっても基本的には当主と加判衆との合意の上で公領の預け置きが行なわれた。その根拠は給地として預けられる公領の打ち渡しが行なわれるときに大友氏当主が発給する「御判(知行預ヶ状)」のみではなく、加判衆が当主の意志を奉じて発給する「御奉書」が必要になることに求めることができる。

このように、「河尻御公領」は菊地氏領国の公的財産としての位置付けをもつていたが、菊地義武が大友氏に叛旗を翻して敗北した事で菊地氏領国が崩壊した時に河尻は關所地として大友氏に収公されたものと思われる。そのことは薩摩国の武士である勝部兵右衛門の聞書に「飽田・詫磨・河尻ハ大友家の公領成を」<sup>(27)</sup>と記されている事からわかる。

また、豊前國の場合も毛利氏の侵攻による大内氏領國の崩壊の結果、領主や給主を失った多くの土地が「御公領」として大友氏に収公されたものと考えられる。その根拠として、永禄五年(一五六二)<sup>(28)</sup>頃に作成されたとされる「下毛保内百姓等愁状案」に「一国破脚之儀、在々所々無其隠候、」と記されていることを挙げたい。

〔史料十二〕

(端裏書)

態申上候、仍保内御催促之儀、以書付人數稠被仰付候、如御存知、當年ハ依諸軍勢御著、田畠共ニ被切取、地下各迷惑相極候、殊(古)未進御催促候、既去年一國破脚之儀、在々所々無其隱候、就其御公領御給地、何茂郡中無其催候之處、限保内被仰付候、當納さへ難致収納候之条、古未進之事者、遂馳走間敷候、此之由可然様、御披露奉頼候、恐々謹言、

十二月九日

百姓中

(異筆)

「永祿五」

ここでいう「一國破脚(却)」は弘治三年(一五五七)四月に毛利元就が大内義長を長門国勝山城で攻め殺し、大内氏領国が崩壊したことをさす可能性が高い。旧大内氏領国に関する大友と毛利の密約により、豊前国を支配する事になった大友氏は大量に発生した闕所地を「公領」として管理したものと思われる。そして、下毛郡内で下毛保のみが年貢が賦課され、さらに今までの未進の分も納めるように命じられたこともわかる。

以上、戦国時代の公領についてみてきた。公領の成立過程は異にするものの、その役割は蔵入地と給地にするための闕所地であることがわかった。また、公領を管理するために檢使を派遣して収公や「地檢」を行なつていて、大友氏家督が直接、公領を掌握しようとしたこともわかつた。

## 二、大友氏領国の支配体制における「公領」の位置付けと役割

前節では、史料をもとにして室町時代から戦国時代までの大友氏領国において「公領」がどのように形成してきたかを考察した。ここでは、実際に大友氏領国の支配制度において、どのように「公領」が管理・処分されたかを整理したい。そして、「公領」が果たした大友氏領国の運営上の役割について考察したい。

まず、闕所地が公領として押さえられた後に家臣に給地として預け置かることはすでに述べた。このことは大友家家督と家臣との間に「御恩」と「奉公」という双務的な主従制的支配関係を形成するのに必要不可欠なことであった。このように「御公領」が給地として給人たちに与えられるにはどのような経緯があるのであらうか。

そのことを考へるとして豊後国香々地荘夷山小墻原名に關わる史料を挙げたい。

〔史料十三〕<sup>(29)</sup>

(花押)

豊後國無動寺領六郷夷山小墻原名田畠山野荒野等之事

四至

(四至の部分のみ略。)

右之領地者、某重代相伝、無相違私領也、而彼名田一切散在仕候之處、御公領ニ罷成候て、永正肆年、依致忠節、真光寺以取次、御屋形義長様、被成下御判御奉書候、至于子々孫々、有違乱之方者、以此証文可致沙汰、自然彼在所、掠他名有混乱之方者、以此龜鏡、可注記者也、仍為後日状、如件、

永正肆年十二月十三日

種貞 (花押)

種貞という人物は夷山小墻原名の領主であつたが、何らかの理由で代々相伝の私領が「御公領」として取り上げられてしまつた。そして、真光寺の取次ぎがあつて永正四年に忠節によつて小墻原名を大友義長から預けられたのである。ここでいう「忠節」とは具体的にはどのようなことをいふのであらうか。

〔史料十四〕<sup>(30)</sup>

畏言上致候、抑 義長様肥・筑御退治時、初、拙者御供申候、爲無足辛勞之證、諸上意候、自其所々御在陣悉罷立候、  
 〔然者〕市用永正十三年十二月廿一日直入郷之内ニ、被力宮内少輔跡十貫分力下候、餘無能候之間、託力言申上候處、直入を

ハ御公文所ニ召(上カ)候、石垣御公領浮免所壹貫分被渡候、(方)御給恩之内、矢所と申(まガ)うと一ヶ(所田)畠八段と被申候、(所田)  
先以拘置(カ)うへ、此(御判)由、拾貰分以御観所、可申上之由、(カ)被申候、連々侘言申上(候カ)へとも、于今(不知)行候、  
今度御扶持被下候者、可目出候、(候カ)取合(カ)。御披露奉憑候、恐惶謹言、

(享禄カ)三年庚刃

月八日

若林右衛門  
仲 盛

〔田北〕殿

(親員)

〔津カ(常清)久見殿

(親忠)

〔田口〕殿

〔入田〕殿  
(親廉)

○「」内ハ、『増補訂正編年大友史料』一五所収ニヨリ注ス。

この史料は、若林仲盛という給人が大友家の重臣に対して出した上申状である。若林仲盛は無足（本領以外の所領を持つていない給人）の身でありながら、大友義長の「肥・筑出兵（肥後・筑後方面への出兵か）」以来、出兵の度に在陣してきた功績により、永正十三年（一五一六）十二月二十一日に直入郷の市用宮内少輔の遺跡十貫分を預けられたのである。このことから「忠節」の一つとして戦争への従軍や軍功が挙げられる。その結果、公領を給地として預けられるのである。

さらにこの史料を読み続けると、直入郷の給地があまり利益をもたらせるものではなかつたので大友家公文所へ知行替えを

訴えた。その結果、直入郷の給地は大友家公文所から召し上げられ、その代わりに石垣御公領の浮免一貫分を預けられた。そして、不知行の十貫分の闕所ができたら給付することを上申している。このことから、公領に關わる管理等の事務は大友家公文所が管轄していたことがわかる。若林仲盛のような給人の訴訟を大友家公文所が受け付け、大友家家督と加判衆との合議も経て知行替えや没収が決定されていたものと考えられる。

「史料十四」に見られるように、大友家公文所は公領を管理するために闕所地が出来したり、給人が給地を不知行していいなかを調査する必要があつた。そのために現地へ検使を派遣していた事は「史料十」や林文書（『大分県史料』三五収録）の「田原直幸書状案」<sup>(31)</sup>で確認する事ができる。また、給地を打ち渡す際に検使が「地検」を行つていた。<sup>(32)</sup>

このように、公領は大友家公文所のもとに大友家の公的財産として管理されていたのである。そのため、公文所から検使が派遣されて「地検」が行われたのである。

また、前節で確認したように佐賀郷閔村のように「地検」の後に蔵入地化した公領には府内の蔵に年貢米を納めている。この蔵に納められた物資は大友氏領国の交易活動に必要な物資となつてゐる事は鹿毛敏夫氏が指摘している。<sup>(33)</sup> 公領には大友氏領国の經營に利益をもたらせるための物資を供給する役割をも担つてゐる。

### おわりに

以上、室町時代から戦国時代における大友氏領国における公領の形成過程とその役割・領国制度上の位置付けについて考察した。その結果、公領は単純に戦国大名大友氏の直轄領という言葉で括れるものではない事がわかつた。公領とは闕所地を大友氏権力が収公してきたことから出発したものである。室町時代には公領は荘・郷政所を通して管理していたが、戦国時代になると大友家公文所が検使を派遣して地検を行わせることで、管理・運営・処分するようになつた。これにより、公領は大友家当主の直接的な掌握がなされるようになつたのである。こうした大名権力を大友家の氏神的な存在である杵原八幡宮の社家

は「御公領職」<sup>（34）</sup>としている。

そして、公領は大友氏領国における大名と給人との「御恩」と「奉公」という双務関係を強化するための給地や大友家の蔵に必要な物資を供給するための蔵入地となつていて、大友氏領国制を円滑に維持・運営していくための公的な財産となつている。そのために戦国時代になると、公領は対外戦争や反乱の鎮圧、有力国人の取り潰しによって豊後国内外に次々と拡大していいくのである。領国の維持の為に軍事的・経済的に絶えず拡大していくかなくてはならない戦国大名大友氏が苦悩の末に積み重ねた試行錯誤が公領を通して垣間見られるのではないかと思う。

今回の論考の中では明らかにできなかつた問題としては検使を派遣して行う地檢のことや公領を媒介とした給人体制のこと、大名が持つ闕所地処分権のことなどが挙げられる。これらのことと今後の課題としたい。

#### 注

- (1) 大友義鑑知行預ヶ状 「山香郷史料」一六二号史料 渡辺澄夫編『豊後國莊園公領史料集成』四(上)(以下、「史料集成」と略。)
- (2) 白杵長景打渡状 「山香郷史料」一六三号史料
- (3) 白杵長景裏封給地坪付 「山香郷史料」一六四号史料
- (4) 外山幹夫『大名領国形成過程の研究』五〇六頁(雄山閣出版、一九八三年)
- (5) 『豊後高田市史』二〇八~二〇九頁(海老澤夷氏執筆部分)  
(豊後高田市、一九九八年)
- (6) 吉田主計允・波多野安芸入道連署奉書案(永弘文書、大分県史料四)
- (7) 久保親干書状案(元「田原親幸書状案」)「田染莊史料」二五八号(以下、「田染莊」と略)、「史料集成」一

(8) 三重野誠「戦国期大友氏の領国經營（一）」『大分県地方史』一三九、一九九〇年

(9) 久保親干に対し尋ねた手紙は「豊饒直弘（カ）奉書」（「田染荘」三七六号）にある。この中にも「以前重安直重断□（絶カ）之時、御親父御成〔（敗カ）候哉〕あることから、重安直重の跡地が公領として取公された時の田染荘政所役が久保時久であつたころがわかる。なお、久保時久が田染荘政所役を務めていたのは応永三年（一四二八）から同三年（正長元年）頃である。

(10) 久保親干・竈門繁貞連署書状、「田染荘」三八四号、

(11) 田染栄忠書状案「田染荘史料」三七〇号・某（田染栄忠カ）書状案「同」三七一号。この史料によれば永弘栄佐が原因不明の逐電を遂げたことにより、大内・大友両家の承認を得て永弘氏の所領所職は田染栄忠が知行する事になったことがわかる。しかし、永弘栄佐の子である氏輔が大内氏の本拠地である山口で奉公したことにより再び永弘氏の所領を知行しようとしていることも記してあり、大内・大友の両家の確執や思惑を背景に永弘氏輔・田染栄忠の間で所領争いになつていていたことが伺える。

(12) 田原親宗書状「城内忠一郎家藏文書」『増補訂正編年大友史料』十三

(13) 田染荘段錢當納分注文、「田染荘」四四六号

(14) 昌綱・昌輔・通次連署書状「香々地荘史料」一三三号 『史料集成』二

(15) 石垣公領に関する史料は次の二通。

・若林仲盛書状案「佐賀郷史料」五九号 『史料集成』六

・治忠書状「石垣荘史料」六五号 『史料集成』四(下)

(16) 学頭坊某書状案「香々地荘史料」一二三号 『史料集成』二

種貞夷山小堀原名四至證状「香々地荘史料」一三九号 『史料集成』二

(17) 田原直幸書状案「武藏郷史料」三九号 『史料集成』三

(18) 下毛保内百姓等愁状案「湯屋文書」五号 『大分県史料』二

(19) 岡部房清覚書「金光文書」一九号 『大分県史料』一

(20) 薩藩旧記録後編一 勝部兵右衛門聞書 『新熊本市史』史料編(古代・中世編)

(21) 豊後国大田文案 「佐賀郷史料」一八号 『史料集成』六

(22) 関村所務帳 「閔伊平氏文書」 『増補訂正編年大友史料』二二

(23) 鹿毛敏夫 「戦国大名大友氏の蔵經營」 『大分県地方史』一六七・一六八号

(24) 大友親世當知行所領所職等注進状案 『大友文書』 『大分県史料』二六

(25) 田原紹忍・吉弘鑑興連署奉書 『国東郷史料』三六〇号 『史料集成』三

(26) 菊池氏老者連署宛行状 「牛島文書写」 『新熊本市史』史料編(古代・中世)

(27) 注(20)を参照。

(28) 注(18)を参照。

(29) 種貞夷山小塙原名四至證状 「香々地荘史料」一三九号 『史料集成』二

(30) 若林仲盛書状案 「佐賀郷史料」五九号 『史料集成』六

(31) この史料によると、検使が派遣されたときに給人の不知行が発覚して、検使の報告を受けた人物が「御腹立」になられたとある。このときの検使が吉弘氏の家臣である野田與左兵衛尉であることから報告を受けた人物は吉弘家当主と思われるが、その一方では大友家家督の可能性もある。後日の課題としている。

(32) 田原紹忍給地坪付 「香々地荘史料補遺」一三号 『史料集成』八(下)

(33) この史料の裏には「彼所領御拝領者、以御地檢之上、省可被遣之段、可申旨候、為御存知候、」とある。給地を貰う時に検使による地検が入ったものと思われる。

(34) 注(23)を参照。

(35) 由原宮造営国東郡間別調除分注文 「国東郷史料」三四〇号 『史料集成』三